地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱　別紙１－２
＜保健福祉事業＞

目　次

【標準事業】

１　社会福祉施設整備事業（ハード）　－ 1ページ

ア　高齢者福祉施設整備事業

イ　心身障害者福祉施設整備事業

ウ　婦人又は児童福祉施設整備事業

２　社会福祉振興事業（ソフト）　－ 2ページ

３　地域医療施設等整備事業（ハード）　－ 3ページ

ア　診療所整備事業

イ　診療所医療機器整備事業

ウ　医師用住宅整備事業

【福祉振興・介護保険基盤整備事業】

（社会福祉基盤整備事業）

４　グループホーム等整備事業（ハード）　－ 4ページ

５　デイサービスセンター等整備事業（ハード）　－ 6ページ

６　介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業（ハード）　－ 8ページ

７　福祉環境整備促進事業（ハード）　－10ページ

８　共生型地域福祉拠点整備・促進事業（ハード）　－11ページ

９　授産製品販売拡大事業（ハード）　－14ページ

10　民間保育施設支援事業（ハード）　－16ページ

11　地域子育てサロン整備事業（ハード）　－18ページ

12　福祉車両購入事業（ハード）　－20ページ

（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）

13　ふれ愛デー推進事業（ソフト）　－22ページ

14　高齢者・障がい者作業所等設備整備・運営事業（ソフト）　－24ページ

15　高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業（ソフト）　－26ページ

16　障がい者等共同利用機器購入事業（ソフト）　－27ページ

17　高齢者グループホーム運営事業（ソフト）　－28ページ

18　障がい者介護療育等設備整備事業（ソフト）　－30ページ

19　要援護者支援体制整備事業（ソフト）　－31ページ

20　福祉用具活用促進事業（ソフト）　－32ページ

21　自助具給付事業（ソフト）　－34ページ

22　重度障がい者タクシー料金補助事業（ソフト）　－37ページ

23　精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助事業（ソフト）　－38ページ

24　在宅サービス促進事業（ソフト）　－39ページ

25　市町村子ども発達支援センター事業（ソフト）　－40ページ

26　こども・子育て環境整備事業（ソフト）　－42ページ

27　地域子育て総合支援センター運営事業（ソフト）　－43ページ

28　高齢者等の冬の生活支援事業（ソフト）　－45ページ

29　福祉避難所機能確保促進事業（ソフト）　－47ページ

1　社会福祉施設整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合
交付対象事業		1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 高齢者福祉施設整備事業 (2) 心身障害者福祉施設整備事業 (3) 婦人又は児童福祉施設整備事業 ※4～29の事業で対象とする施設整備を除く。 2　上記のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		1　交付対象事業に要する経費 2　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10万円
交付限度額	上限額	1　市町村 １億円 2　一部事務組合及び広域連合 ２億円
	下限額	500万円
	その他	別紙２－３の第１の１に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の１に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第1号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第90号様式）

2　社会福祉振興事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 ３　市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 ４　実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		１　地域福祉の振興に係る事業 ２　上記のほか、別紙２－１の第２の定めによる
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第２の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交　付 限度額	上限額	１　単一市町村 500 万円 ２　一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円 ３　局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	１　単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 ２　局長が適当と認める者 10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

3　地域医療施設等整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合 ※交付対象事業の１の(3)医師用住宅整備事業にあっては、市町村（人口 10 万人当たりの医師数が全道平均を上回る第２次医療圏に所在し、人口 10 万人当たりの医師数が全道平均を上回る市町村を除く。）のみ。
交付対象事業		１　交付対象となる事業は次のとおり (1) 診療所整備事業 辺地無医地区又は過疎地域等における医療確保のため、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が開設する診療所に係る施設整備及び医療機械器具の整備 (2) 診療所医療機器整備事業 (1)と同様 (3) 医師用住宅整備事業 病院又は診療所に医師を新たに招へいするなど医師確保のために必要な医師用住宅の整備事業（他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業を含む。）であって、局長が特に必要と認めるものを対象とする。ただし、「緊急臨時的医師派遣事業実施要綱」（平成 20 年６月 19 日付け医推第 35 号保健福祉部長通知）に基づき派遣された医師のための住宅整備事業を除く。 ２　上記のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	１　市町村 １億円 ※交付対象事業の１の(3)医師用住宅整備事業にあっては、1,000 万円（集合住宅は、2,000 万円） ２　一部事務組合及び広域連合 ２億円
	下限額	500 万円 ※交付対象事業の１の(3)医師用住宅整備事業にあっては、250 万円（既存施設を改修又は補修する事業は、50 万円）
	その他	別紙２－３の第１の１に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の１に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

4　グループホーム等整備事業（ハード事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（社会福祉基盤整備事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する社会福祉法人、医療法人等の非営利法人
交付対象事業		1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく共同生活援助を行う施設又は福祉ホームの整備事業 ア　障害者総合支援法第５条第17項又は第28項における共同生活援助又は福祉ホームの基準を満たす事業所であること。 イ　共同生活援助にあっては、既存の建物を買収し、改修する場合に限るものとする。 (2) 支援が必要な高齢者等が身体機能の低下を補うため、互いに生活を共同化し、世話人による生活援助を受ける共同生活住居の整備事業 ア　入居定員を５人以上９人以下とするほか、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの設置運営に関する指導基準である「北海道有料老人ホーム設置運営指導指針」（平成 14 年 10 月 25 日付け高福第 389 号）の基準を満たす事業であること。 イ　当該施設が有料老人ホームに該当する場合は、設置の届出を行うことを補助の要件とする。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		1　グループホーム等整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 施設整備 工事請負費、工事事務費 (2) 設備整備 需用費、備品購入費、工事請負費 ※既存建物を活用又は買収することが建物を新築することよりも効率的と認められる場合は、当該建物の買収費及び改修費等を含む。 ※工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。 ※設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。 2　次に掲げる経費は交付対象外 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費 (4) その他整備費として適当と認められない経費
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　施設整備（１か所当たり） 定員５人以下　30,200 千円　　定員８人　　35,500 千円 定員６人　　31,900 千円　　定員９人以上　37,300 千円 定員７人　　33,700 千円 2　設備整備（１か所当たり） 1,503 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　1の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

財産の取扱い	別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い	１　継続事業の取扱いについては、次のとおり (1) 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 (2) 交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。 ２　交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	施設整備・設備整備内容（福祉振興・介護基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業　４～11）（別記第 60 号様式））
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

5　デイサービスセンター等整備事業（ハード事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（社会福祉基盤整備事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する社会福祉法人、医療法人等の非営利法人
交付対象事業		1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 介護保険法に基づく通所介護事業を行う施設の整備事業 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年３月 31 日付け厚生省令第 37 号）等における通所介護の基準を満たす事業所であること。 (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく在宅介護支援センター運営事業を行う施設の整備事業 「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」（平成 12 年９月 27 日付け社老第 654 号）等における在宅介護支援センターの基準を満たすものであること。 (3) 既存建物を活用して児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター等の事業を行う施設の整備事業 ア　障害者総合支援法第 77 条第１項第９号に規定する事業及び児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する事業（児童発達支援センターを除く。）であること。 イ　整備は、既存建物の改修に限る。 (4) 介護保険法に基づく介護老人福祉施設及び特定施設　入所者生活介護の指定を受けるケアハウス等に地域交流を行う施設の整備事業 「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」（平成 17 年 10 月５日付け社援発第 1005014 号）に定める基準を満たすものであること。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		1　デイサービスセンター等整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 施設整備 工事請負費、工事事務費 (2) 設備整備 需用費、備品購入費、工事請負費 ※工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の 2.6 %に相当する額を限度額とする。 ※設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。 2　次に掲げる経費は交付対象外 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費 (4) その他整備費として適当と認められない経費
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　施設整備（１か所当たり） 10,000 千円 2　設備整備（１か所当たり） 3,606 千円 ※給食部門の設備を整備する場合は、設備整備費に次の額を加算する。1,209 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

財産の取扱い	別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い	１　継続事業の取扱いについては、次のとおり (1) 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 (2) 交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。 ２　交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	施設整備・設備整備内容（福祉振興・介護基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業４～11）（別記第 60 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

6　介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業（ハード事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（社会福祉基盤整備事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する社会福祉法人、医療法人等の非営利法人
交付対象事業		1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 生きがい対策のためのデイサービスセンターの整備事業 (2) 生活に支援が必要で、日中家族の介護を受けられない者を養護するための居室等の整備事業 (3) 配食サービスのための施設及び厨房等の設備の整備事業 (4) 高齢者に配慮した設備を備え、食事の提供等を行う住居の整備事業 ア　入居定員は５人以上９人以下とするほか、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの設置運営に関する指導基準である「北海道有料老人ホーム設置運営指導指針」（平成 14 年 10 月 25 日付け高福第 389 号）の基準を満たす事業であること。 イ　当該住宅が有料老人ホームに該当する場合は、設置の届出を行うことを補助の要件とする。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		1　介護予防・生きがい対策基盤整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 施設整備 工事請負費、工事事務費 (2) 設備整備 需用費、備品購入費、工事請負費 ※既存建物を活用又は買収することが建物を新築することよりも効率的と認められる場合は、当該建物の買収費及び改修費等を含む。 ※工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の 2.6 %に相当する額を限度額とする。 ※設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。 2　次に掲げる経費は交付対象外 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費 (4) その他整備費として適当と認められない経費
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　施設整備（１か所当たり） ・生きがい対応型デイサービスセンター　32,430 千円 ・デイホーム（宅老所）　2,100 千円 ・配食サービスステーション　9,830 千円 ・高齢者支援住宅（老人下宿）定員５人　25,000 千円 定員６人　27,000 千円 定員７人　29,000 千円 定員８人　31,000 千円 定員９人　33,000 千円 2　設備整備（１か所当たり） ・生きがい対応型デイサービスセンター　6,130 千円 ・デイホーム（宅老所）　630 千円 ・配食サービスステーション　3,070 千円 ・高齢者支援住宅（老人下宿）　1,000 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　1の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。

交付金の算定	1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い	別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い	1　継続事業の取扱いについては、次のとおり (1) 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 (2) 交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。 2　交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	施設整備・設備整備内容（福祉振興・介護基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業４～11）（別記第 60 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

7　福祉環境整備促進事業（ハード事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（社会福祉基盤整備事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者
交付対象事業		1　障がいのある人、高齢者、妊産婦など行動上制限を受ける人々が自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会の拡大を図ることができるよう、北海道福祉のまちづくり条例（平成９年条例第65号）に基づき、既存の建築物、道路、公園等の公共的施設の改善、整備を図る事業で次のとおり。 (1) 北海道福祉のまちづくり条例（平成９年条例第65号）に基づく公共的施設の基準を満たす整備であること。 (2) 地方債計画上の「地域活性化事業」の対象事業として「いのちと生活を守る安心の確保」で例示された事業（公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり）の対象事業は除く。 (3) 同一施設内において、スロープ、トイレなど複数箇所の整備を行う場合は、それぞれを１か所として交付基準額を算出すること。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		1　北海道福祉のまちづくり条例に定める対象施設及び整備対象箇所の改善等に必要な次に掲げる経費 需用費、役務費、委託料、工事請負費 2　次に掲げる経費は交付対象外 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費 (4) その他整備費として適当と認められない経費
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		１か所当たり　2,100千円
交付限度額	上限額	―
	下限額	50万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		1　継続事業の取扱いについては、次のとおり (1) 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 (2) 交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。 2　交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		施設整備・設備整備内容（福祉振興・介護基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業４～11）（別記第60号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第90号様式）

8　共生型地域福祉拠点整備・促進事業（ハード事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（社会福祉基盤整備事業）】

交付対象者	1　交付対象事業の(1)共生型地域福祉拠点整備事業 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 2　交付対象事業の(2)共生型地域福祉拠点促進支援・人材養成事業 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、及び局長が適当と認める者(政令指定都市及び中核市で実施する事業を除く。以下「特認団体」という。） ※特認団体は、原則として地域福祉の推進を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体(当該事業において営利を目的としない団体を含む。)であり、法人格を有するものとする。
実施主体	1　交付対象事業の(1)共生型地域福祉拠点整備事業 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者 2　交付対象事業の(2)共生型地域福祉拠点促進支援・人材養成事業 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者、特認団体
交付対象事業	1　高齢者、障がいのある人、子どもなどが地域住民と共に集う地域のコミュニティ活動の場において、支援を必要とする者等がお互いに支え、支えられながら安心して地域で生活することができるよう、新たに共生型地域福祉拠点の整備及び設置を促進する次の事業 (1) 共生型地域福祉拠点整備事業 (2) 共生型地域福祉拠点促進支援・人材養成事業 2　前項は次の基準を満たすものであること。 (1) 共生型地域福祉拠点の定義 ア　日常生活で様々な支援が必要な場面において、公的サービス以外に、住民同士がお互いに助け合い、支え合うための取組（共助）に導く拠点であること。 イ　支援者と支援を受ける者（高齢者、障がいのある人、子どもなど）という双方向の関係ではなく、誰もが一住民として参画する中で地域課題を見いだし、支援を受ける側も役割を持ち、可能な共助に主体的に参画するための機能を持つこと。 ウ　支援を必要とする者の状況に応じ、自治体等と連携した公的サービスの適用や専門機関へのつなぎなどの機能を併せ持つこと。 エ　核となる人材（コーディネートを行う者）により、一連の取組支援や関係機関との連携を図ること。 (2) 設置基準及び運営基準 ア　設置基準 (ｱ) 立地条件 共生型地域福祉拠点の設置場所は、高齢者、障がいのある人、子ども等の居住状況や環境など、地理的条件を考慮し、地域住民が集いやすく、効率的な利用を確保できると認められる場所であることが望ましい。 (ｲ) 構造 建物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物とすること。 (ｳ) 規模及び設備 利用予定者数、事業内容等を十分考慮の上、地域住民が自由に集える地域交流スペース、相談室、集会室、作業室、調理室等必要な設備を備え、地域住民が交流するための必要な広さを確保すること。 また、利用者に高齢者や障がいのある人等を含むことから、火災その他の災害に際し、利用者が容易に避難できるよう避難設備については、特に配慮すること。 イ　運営基準 実施主体は、防火管理体制等を明らかにした管理規定を定め、円滑かつ適正な運営を図ること。 (3) 事業内容 交付対象事業の(2)共生型地域福祉拠点促進支援・人材養成事業については、次を満たすものであること。 ア　次に掲げる共生型地域福祉拠点の設置に必要な準備を行う事業(以下「促

		進支援事業」という。)であること。 (ｱ) 住民説明会の開催 (ｲ) 住民の参画した運営主体（協議体）の立ち上げ (ｳ) 運営主体（協議体）による検討（ワークショップの開催等） (ｴ) イベント等（人が集まる仕掛け）の試行 (ｵ) 共生型地域福祉拠点設置に係る広報 イ　次に掲げる共生型地域福祉拠点の核となる人材を養成するための事業（以下「人材養成事業」という。)であること。ただし、(ｱ)の研修の受講については必須とする。 (ｱ) 道が指定する研修の受講 (ｲ) 先進施設への視察 ウ　促進支援事業と人材養成事業を一体的に行う場合に限り、本事業の交付対象とする。 (4) 共生型地域福祉拠点整備事業の特例 ア　既存建物の活用（改修または買収）を原則とし、活用が可能な既存の建物がない場合や改修による整備が非効率となる等、やむ得ない場合のみ新築による整備とする。 イ　工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。 ウ　設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。 3　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		1　交付対象事業の(1)共生型地域福祉拠点整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 施設整備 工事請負費、工事事務費 (2) 設備整備費 需用費、備品購入費、工事請負費 2　交付対象事業の(2)共生型地域福祉拠点促進支援・人材養成事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 促進支援費 需用費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、旅費、賃金、共済費 (2) 人材養成費 旅費、報償費 3　次に掲げる経費は交付対象外 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費 (4) その他整備費として適当と認められない経費
交付率		2分の1以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　交付対象事業の(1)共生型地域福祉拠点整備事業（1か所当たり） 施設整備費 新設　28,000 千円 改修　8,500 千円 設備整備費 3,000 千円 2　交付対象事業の(2)共生型地域福祉拠点促進支援・人材養成事業（1か所当たり） 促進支援費 1,200 千円 人材養成費 500 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　1の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。

交付金の算定	1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い	別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い	1　継続事業の取扱いについては、次のとおり (1) 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 (2) 交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。 2　特認団体が交付金の交付を受けようとするときは、交付要綱第５の規定に関わらず、事業実施地の市町村長を経由して提出するものとする。 なお、交付要綱第７の交付申請についても同じものとする。 3　交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	1　施設整備・設備整備内容（福祉振興・介護基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業　４～11）（別記第 60 号様式） 2　事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業　８（１））（別記第 61 号様式） 3　事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業　８（２））（別記第 62 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

9　授産製品販売拡大事業（ハード事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（社会福祉基盤整備事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者
交付対象事業		1　障がいのある人が製作した製品（授産製品）を販売する場を地域に整備する次の事業 (1) 施設整備 店舗等の販売施設の整備（改修、電気や冷暖房設備などの交換工事、看板設置等を含む。） ただし､授産製品販売のための常設スペースを 10 ㎡程度有した施設であり、かつ、定期的に販売ができる体制が確保されること。 (2) 設備整備 陳列棚、冷蔵庫、椅子、テーブル、ワゴン、カウンター、レジスター等の販売設備に必要な整備 ただし、授産製品販売のための常設スペースを２㎡程度有した場を新たに設け、かつ、連続して 10 日以上（定休日を除く。）販売ができる体制が確保されること。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		1　授産製品販売拡大事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 施設整備 工事請負費 (2) 設備整備 需用費、備品購入費、工事請負費、役務費、使用料及び賃借料 2　次に掲げる経費は交付対象外 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費 (4) その他整備費として適当と認められない経費
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　施設整備（１か所当たり） 1,500 千円 2　設備整備（１か所当たり） 750 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		1　継続事業の取扱いについては、次のとおり (1) 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 (2) 交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。 2　交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付す		施設整備・設備整備内容（福祉振興・介護基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業４～11）（別記第 60 号様式）

る関係書類	
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

10　民間保育施設支援事業（ハード事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（社会福祉基盤整備事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する認可外民間保育施設を運営する者
交付対象事業		1　人口密集地や都市部などの保育所の低年齢児保育を補完している認可外民間保育施設において、保育環境の改善、事故防止のための備品購入や小規模な整備等で次の事業を行うもの。 (1) 事業内容 ア　危険防止のための柵や手すりの設置等の施設整備 イ　廊下や階段、出入口などの危険箇所の施設整備 ウ　保育室の改良や冷暖房の設置など保育環境改善のための施設整備、設備整備 エ　児童用トイレ、手洗い場、調理室の設置などの衛生環境改善のための施設整備、設備整備 (2) 交付対象施設 ア　地域の保育所を補完する役割を担う施設として、市町村が認めていること。 イ　低年齢児枠を超えているなどの理由のため、保育所を利用できない児童を入所させていること。 ウ　「認可外保育施設指導監督要綱の制定について」（平成 13 年９月 20 日付け児童第 663 号北海道保健福祉部長通知）における指導監督基準を満たしていること。または、同指導監督基準の第１及び第５から第９までを満たしており、当該事業の実施により、施設及び設備に係る基準である第２から第４までの内容を満たすこととなる施設であること。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		1　民間保育施設支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 需用費、備品購入費、工事請負費、工事事務費 ※工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。 2　次に掲げる経費は交付対象外 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費 (4) その他整備費として適当と認められない経費
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		１か所当たり　500 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		1　継続事業の取扱いについては、次のとおり (1) 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 (2) 交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。 2　交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。また、契約の相手方が当該工事

	を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	施設整備・設備整備内容（福祉振興・介護基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業４～11）（別記第 60 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

11　地域子育てサロン整備事業（ハード事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（社会福祉基盤整備事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者
事業内容		公共施設等のスペースや商店街の空き店舗（事務所）等の活用などにより、親子が自由に立ち寄って集うことができる場を整備する事業
交付対象事業		1　公共施設等のスペースや商店街の空き店舗（事務所）等の活用などにより、親子が自由に立ち寄って集うことができる場を整備する事業。 (1) 地域子育てサロンの条件 ア　子育て親子の集いの場として、開放されていること。 イ　次の設備が整えられていること。 (ｱ) 親子が安心してくつろげる設備 (ｲ) 遊具が準備され、親子で遊べるスペース (ｳ) 調乳、授乳、オムツ交換のスペース (2) 実施場所 公民館等の公共施設内のスペース、商店街の空き店舗などのスペース、学校の余裕教室等 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		1　地域子育てサロン整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 施設整備 工事請負費、工事事務費 (2) 設備整備 需用費、備品購入費、工事請負費 ※施設整備は、既存建物の改修に限る。 ※工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。 ※既存の建物の改修等を要さず、設備整備のみによって地域子育てサロンの条件を満たす場合については、設備整備のみでも交付対象とする。 2　次に掲げる経費は交付対象外 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費 (4) その他整備費として適当と認められない経費
交付率		2分の1以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　施設整備（1か所当たり） 2,100 千円 2　設備整備（1か所当たり） 1,050 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　1の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙2－4の第3に定めるとおり
その他の取扱い		1　継続事業の取扱いについては、次のとおり (1) 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。

	(2) 交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。 ２　交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	施設整備・設備整備内容（福祉振興・介護基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業４～11）（別記第 60 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

12　福祉車両購入事業（ハード事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（社会福祉基盤整備事業）】

交付対象者	市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体	1　交付対象事業の(1)及び(2) (1) 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合（以下、市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）という。） (2) 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する社会福祉法人、医療法人等の非営利法人 2　交付対象事業の(3)から(6) 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
交付対象事業	1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 介護保険法に基づく訪問入浴介護事業に用いる訪問入浴サービス車又は通所介護事業に用いる送迎車の購入事業 (2) 障害者総合支援法に基づく短期入所事業及び児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業に用いる送迎車の購入事業 (3) 市町村等による在宅福祉サービスの提供に利用する車両の購入事業事業で、次の事業を行うもの。 ア　事業内容 次に掲げる車両を購入し、在宅福祉サービスを推進するものであること（介護保険・障害福祉サービスに利用するものを除く。）。 (ｱ) 入浴サービス車（身体障がい者分に限る。） (ｲ) 給食配送車 (ｳ) ふとん乾燥車 (ｴ) 移送サービス車（乗降リフト付きのものなど特殊な車両に限る。） イ　対象者 老衰、心身の障がい、疾病等の理由により長期にわたり臥床しているおおむね 65 歳以上の寝たきり老人及び身体障がいのある人等とする。 ウ　事業の運営 (ｱ) 市町村は、事業の実施に当たり運営要領を定め、円滑かつ適切な運営を図ること。 (ｲ) 市町村は、事業の効果的な運用を図るため、対象者を的確に把握するとともに、運行管理計画を策定し、対象者のニーズに即応したサービスの提供に努めること。 (4) 市町村等において、児童館等の利用が困難な地域に居住する児童を対象に、地域児童健全育成事業を実施するために必要な車両の購入事業で、次の事業を行うもの。 ア　児童館の利用が困難な地域において、遊具等を持参し、児童厚生員による指導を定期的に行う。 イ　地域子育て支援拠点事業実施施設の利用が困難な地域において、遊具等を持参し、指導者等が子育てに関する相談や子育てサークルへの支援など、子育て家庭への支援を定期的に行う。 ウ　放課後児童クラブが遠距離にあるため、利用が困難な児童を放課後児童クラブへ送迎する。 エ　保育所待機児童を解消するため、入所困難な児童を空きのある保育所へ送迎する。 オ　保育所の統廃合により、遠距離の通所となる児童を保育所へ送迎する。 (5) 老人クラブ、障がい者（児）団体及び各種グループのレクリェーション、集会の送迎や関係団体の実施する事業等に利用する福祉バスの購入事業 ※市町村は、事業の実施に当たり運営要領を定め、円滑かつ適正な運営を図ること。 (6) 乗降時の介護を容易にする車両乗降リフトの整備事業 ※車両検定基準等に留意し、関係法令を遵守すること。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費	1　車両の購入及び車両をリフト付きにするために必要な次に掲げる経費 備品購入費、役務費、公課費 ※交付対象事業(1)から(5)までにあっては、車両の附帯設備も含む。ただし、乗降リフトを整備する場合は、交付対象事業(6)を対象とすることができる。 2　次に掲げる経費は交付対象外 (1) 土地の買収又は整地に要する経費 (2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率

		的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費 (4) その他整備費として適当と認められない経費 (5) 車検費用等の経費は対象外とする。
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		１　福祉バス及び車両乗降リフト以外（１台当たり） 3,048 千円 ２　福祉バス（１台当たり） 6,300 千円 ３　車両乗降リフト（１台当たり） 630 千円
交　付 限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 １　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 ２　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		１　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 ２　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		１　継続事業の取扱いについては、次のとおり (1) 交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 (2) 交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。 ２　交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業 12）（別記第 63 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

13　ふれ愛デー推進事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者
交付対象事業		1　「道民福祉の日」の趣旨の普及啓発を推進するため、児童や障がいのある人、高齢者など、地域のだれもが参加し、交流しながら、互いを理解し、互いに支え合う福祉環境を醸成する次の事業。 (1) 事業内容 ア　地域住民組織や児童、障がいのある人、高齢者等の機関・団体、ボランティア団体、企業などが幅広く参画し、実行委員会を組織するなど、地域住民のネットワークを築き実施する事業であること。 イ　児童、障がいのある人、高齢者等の参加を促し、一緒に楽しめるよう配慮された事業であること。 ウ　ボランティア活動の促進を図り、活動の場を提供する事業であること。 (2) 事業例 福祉のまちづくりやボランティア活動など地域の福祉課題をテーマとしたシンポジウムやワークショップ、研修会、交流会、野外活動や健康づくりなどのスポーツ活動、映画会や音楽会、展覧会などの文化活動、宿泊学習や体験旅行、地域の環境美化や保全の活動、リサイクルバザー、各種相談コーナーの設置など、児童、障がいのある人、高齢者等の社会参加を促進する事業等 (3) 実施時期 「道民福祉の日」の普及啓発を趣旨とすることから、原則として「道民福祉の日」強調月間としている９～10 月に実施するものとする。ただし、地域の特性や事業の性格から事業効果が高いものについては、適した時期とする。 (4) その他 ア　児童や障がいのある人、高齢者等の参加に配慮（手話通訳や要約筆記をはじめ、点字版、拡大文字版、ルビうちなどのパンフレット、見やすい案内など）をするとともに、ボランティアの研修や参加体制の整備に配慮すること。 イ　交付金の交付は、１市町村３年間とする。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		「道民福祉の日」の趣旨の普及啓発を進めるための事業開催に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（会食経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		１市町村当たり　500 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり 1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）

交付申請及び実績報告に添付する関係書類	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 13）（別記第 64 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

14　高齢者・障がい者作業所等設備整備・運営事業(ソフト事業)【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 交付対象事業(2)（障がい者作業所等において、一般就労の支援に当たる事業を除く。）は市町村が実施主体となる事業を除く。 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
交付対象事業		1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 高齢者や障がいのある人の能力等を生かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、高齢者・障がい者の作業所等を整備する事業で、次の事業に関連する施設の初度設備等の整備を行うものであること。ただし、市町村が実施主体となる高齢者生産活動施設整備事業を除く。 ア　高齢者事業団（別に定める高齢者事業団運営要綱によるもの）の設置 イ　高齢者・障がい者生産活動施設の整備 地場特産品づくり育成事業、木工・陶芸等の生産・創作活動、果樹・野菜等の栽培事業、養魚・小家畜飼育事業等を実施する施設 ウ　障がい者小規模作業所の整備 対象となる障がい者小規模作業所の要件は、おおむね次のとおり。 (ｱ) 対 象 者　15 歳以上の在宅の障がいのある人とする。 (ｲ) 利用人員　１日当たりの標準利用人員は、５人程度とする。 (ｳ) 開設日数　原則として、週５日以上の開設とする。 (ｴ) 職員配置　作業所等には、必要な職員を配置するものとする。 (2) 新たに高齢者農園等を設置した場合において、作業の指導に当たる指導員を設置、又は障がい者作業所等において、一般就労の支援に当たる支援員を設置し、作業所等の活動の促進を図る事業で、次の要件を満たすものであること。 ア　高齢者農園等の作業に当たる者は、おおむね 60 歳以上の者とする。 イ　農園等における１回の参加人員は、おおむね 30 人以上とする。 ウ　障がい者作業所等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の指定を受けていないこと。 エ　作業指導員等は、心身ともに健全であり、高齢者・障がい福祉に関し理解と熱意を有し、おおむね２年程度以上の経験を有する者でなければならない。 オ　事業を実施するに当たり、運営要綱等を定め円滑な運営を図るものとする。 カ　補助は、１施設３年間とする。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		1　高齢者事業団、高齢者・障がい者生産活動施設及び障がい者小規模作業所の初度設備の整備に必要な次に掲げる経費 需用費、原材料費、備品購入費 2　農園、窯業、温室等の高齢者共同作業所における作業指導員の設置、又は障がい者作業所等における一般就労の支援員の設置に必要な次に掲げる経費 給料、報酬、賃金、共済費、諸手当、委託料
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　１か所当たり 3,150 千円 2　１か所当たり （作業指導員等数×作業月数）×30 千円 ※作業指導員等数は２人以内とし、農園の場合、作業月数は７ヵ月以内とする。
交付限度額	上限額	ー
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

財産の取扱い	別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い	継続事業の取扱いについては、次のとおり １　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 ２　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	１　事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業　13～14）（別記第 64 号様式）） ２　事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業　14～16、18～19、26 ）（別記第 65 号様式））
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

15　高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者
交付対象事業		1　高齢者や障がいのある人が健康で安心して生活を送るため、老人クラブの設立に必要な設備の整備及びスポーツ設備等の整備事業で、次の設備の整備を行うものであること。ただし、市町村が実施主体となる場合については高齢者スポーツ用具を除き、市町村が助成する者が実施主体となる場合については高齢者スポーツ用具に限る。 (1) 年度内に新たに設立する老人クラブに係る初度設備 (2) 高齢者・ 障がい者スポーツ用具 高齢者及び障がいのある人が利用できる施設等にスポーツ用具を設備し、無料で利用させるものとする。 (3) ゲートボール場の設置（競技用コートは、屋外で、排水溝等の設備を有し、公式ゲートボール競技規則による１面 300 ㎡以上のものであること。） (4) その他、上記に準ずる設備整備等 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 需用費、原材料費、備品購入費、工事請負費
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		１か所当たり　420 千円
交付限度額	上限額	ー
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり 1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 14～16、18～19、26 ）（別記第 65 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

16　障がい者等共同利用機器購入事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
交付対象事業		1　市町村における公共的施設において共同利用できる福祉機器を整備し、障がい特性に配慮した利便性等を確保・推進する事業 (1)　障がいのある人等の出入りの多い公民館、集会所、コミュニティーセンター、文化施設等の公共的施設に福祉機器を整備し、共同利用での利便性を確保すること。 (2)　公的施設における設置場所等について、障がいのある人等や関係団体等の意見を反映させるなどして、その有効性が十分に発揮されるよう配意すること。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		障がい者等共同利用機器購入事業の実施に必要な次に掲げる経費 備品購入費
交付率		2分の1以内
交付の単位		千円
交付基準額		1台当たり　565 千円
交　付 限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　1の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙2－4の第3に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり 1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第3号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 14～16、18～19、26 ）（別記第 65 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

17　高齢者グループホーム運営事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
交付対象事業		1　小人数で、高齢者等福祉寮などにおいて、互いに生活を共同化、合理化して共同生活を営む高齢者等の居住形態（認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を除く。）に対して、専任の世話人による食事提供や介護等の生活援助支援体制を整備する事業で、次の事業を行うもの。 (1) 対象者 高齢者等で自発的な意志により共同生活を望む者とする。 (2) 定員 原則として４人以上とする。 (3) 居住形態 ア　共有設備　台所、食堂、居間、浴室、便所 イ　独立設備　居室（夫婦部屋も可とする。） (4) 事業内容 ア　生活援助員等の世話人の設置 イ　ホームヘルパーの派遣等必要な生活支援サービスの提供 ウ　緊急通報装置の設置 エ　訪問看護ステーションやかかりつけ医等による必要な保健・医療サービスの提供 オ　ボランティア、近隣住民の支援等 (5) その他 ア　運営は通年を基本とするが、対象者の状況により季節型（６か月以上の運営）として運営することができる。 イ　家賃、光熱水費等の実費については、利用者の負担とする。 ウ　補助は、１市町村３年間とする。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		高齢者グループホーム運営事業の実施に必要な次に掲げる経費 委託料、給料、報酬、賃金、共済費、諸手当、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料 ※年度途中に開所した場合は、交付基準額を月割りにして計算すること（運営が15日未満の月を除く。）。
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　通年型（１か所当たり） 5,100 千円 2　季節型（１か所当たり） 2,550 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり 1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）

交付申請及び実績報告に添付する関係書類	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 17）（別記第 66 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

18　障がい者介護療育等設備整備事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者
交付対象事業		1　日中の通いの場、言語治療教室、おもちゃ図書館など地域における障がいのある人(子ども)の介護や障がい児の療育訓練等の設備の整備事業で、次の設備の整備を行うもの。 (1) 日中の通いの場の設置 身体上又は精神的事情により日常生活を営むのに支障があり、かつ、日中家族の介護を受けられない者を養護するために必要な居室及び設備の整備（必要な面積は 13.2 ㎡以上とし、１市町村１か所とする。） (2) 言語治療教室の設置 ア　対象者　原則として、学齢前の言語障がい児 イ　定員　　10 人程度 (3) おもちゃ図書館の設置 ア　新たに設置されたおもちゃ図書館の運営に必要な玩具やその保管設備の整備 イ　定期的に開設し、主に障がいのある子どもを対象におもちゃを多数用意し、障がいのある子どもが自由に遊ぶことができるとともに、おもちゃの貸出し等を行う施設であること。 (4) その他、上記に準ずる設備整備 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		日中の通いの場、言語治療教室、おもちゃ図書館等の初度設備の整備に必要な次に掲げる経費 備品購入費、需用費
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　日中の通いの場（１か所当たり） 居室整備　　420 千円 備品、資材購入　　630 千円 2　その他設備（１か所当たり） 1,050 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり 1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 14～16、18～19、26 ）（別記第 65 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

19　要援護者支援体制整備事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
交付対象事業		1　市町村における要援護者支援のために必要な次の設備の整備を行うもの。 (1) データベース (2) その他必要と認める設備 ※この事業で整備された備品等については、目的以外の用途に使用しないこと。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		市町村における要援護者支援のために必要な次に掲げる経費 備品購入費、需用費、委託料
交付率		2分の1以内
交付の単位		千円
交付基準額		1市町村当たり　4,600 千円
交付限度額	上限額	―
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　1の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙2－4の第3に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり 1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第3号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 14～16、18～19、26 ）（別記第 65 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

20　福祉用具活用促進事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

<table>
<tr><td colspan="2">交付対象者</td><td>市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象事業</td><td>1　高齢者や障がいのある人、福祉関係団体等からの福祉機器に対するニーズに応え、福祉機器を展示する次の事業を行うもの。
(1) 事業内容
福祉機器の購入、レンタルによる常設展示及び展示会の開催（短期の試用を含む。）
(2) 機器の標準形
<table>
<tr><th>区　分</th><th>機　器　の　種　類</th></tr>
<tr><td>自室用具・用品</td><td>1　ベッド関係
ベッド、サイドール、移動バー、ヘッドテーブル、エアーマット、クッション・床ずれ防止用パット類
2　トイレ関係
ポータブルトイレ、エアートイレ、採尿器
3　おむつ関係
紙おむつ、おむつカバー類
4　肌着、寝巻き等関係
股われパンツ、股われパッチ、二部式寝巻き・パジャマ、じゅばん、おむつ用ズボン類</td></tr>
<tr><td>家の中用具・用品</td><td>1　移動関係
簡易移し変え機類
2　歩行器関係
歩行器類（四輪付き、折りたたみ等）
3　トイレ、風呂関係
据置トイレ、簡易担架浴槽、シャワーチェア、浴槽用にぎり棒
4　食事用エプロン関係
食事用エプロン類（個人用、テーブル用）</td></tr>
<tr><td>外出用具・用品</td><td>1　車いす、ステッキ関係
車いす、ステッキ類（四脚バランス、T型、全円型等）、つえ
2　くつ関係
リハビリ用くつ類</td></tr>
</table>
※常設展示のための標準形であるので、趣旨を逸脱しない程度の削除、追加は自由。
※各「区分」欄とそれに応じる「機器の種類」欄は、それぞれの削除、追加等の入り繰りは可能。
(3) 展示場所等
ア　常設展示は、誰でも気軽に活用できる場所にあること。
イ　福祉機器の展示等について積極的に周知を図ること。
2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象経費</td><td>福祉用具活用促進事業の実施に必要な次に掲げる経費
備品購入費、需用費、役務費、賃金、使用料及び賃借料</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付率</td><td>2分の1以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付の単位</td><td>千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付基準額</td><td>1か所当たり　1,050 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交付限度額</td><td>上限額</td><td>－</td></tr>
<tr><td>下限額</td><td>50 万円
1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。
2　1の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付金の算定</td><td>1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。
2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">財産の取扱い</td><td>別紙2－4の第3に定めるとおり</td></tr>
</table>

その他の取扱い	継続事業の取扱いについては、次のとおり １　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 ２　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 17、20）（別記第 66 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

21　自助具給付事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者	市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体	市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
交付対象事業	1　在宅で長期にわたって臥床している高齢者や重度の身体障がいのある人(子ども)、軽度・中等度難聴児に対し、日常生活動作を補う自助具等を給付する事業で、次の事業を行うもの。 (1) 自助具等給付対象者 次のいずれかに該当する者とする。 ア　寝たきり老人 次のすべての要件を満たすこと。 (ｱ) おおむね 65 歳以上の在宅で長期にわたって臥床している高齢者(以下「寝たきり老人」という。)。 (ｲ) 所得税非課税世帯に属する者。 イ　重度の身体障がいのある人(子ども) 次のすべての要件を満たすこと。 (ｱ) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が１級又は２級の身体障がいのある人(子ども)。 (ｲ) 所得税非課税世帯に属する者。 ウ　軽度・中等度難聴児 次のすべての要件を満たすこと。 (ｱ) 道内に住所を有する 18 歳未満の児童。 (ｲ) 両耳の聴力レベルが 30db 以上で、身体障害者手帳の交付対象外である者。 (ｳ) 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないこと。 (ｴ) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者。 (ｵ) 労働者災害補償保険法及びその他法令に基づく給付により、本事業による助成に相当するものを受けられない者。 (2) 自助具等の給付種目 給付対象とする自助具等の種目は、次に定めるものとする。

区　分	種　目	性　能　等	単　価
寝たきり老人・重度身体障がい者（児）共通	読書スタンド	寝たまま読書ができるもの	10,300 円
	ページめくり	手の不自由な高齢者及び上肢障がいのある人等が読書に使用できるもの	9,000 円
	ヘルプハンド	手足の不自由な高齢者及び上肢障がいのある人等がものをつかむのに使用できるもの	10,500 円
	トイレ付ベッド	ベッドに便器のついたもの	258,000 円
	入浴用リフト	回転、上下移動が可能なもの	282,400 円
	洗髪器	寝たままの状態で洗髪できるもの	16,900 円
	難燃性寝具	日本防災協会に設置する防災製品認定協会において認定ﾗﾍﾞﾙの貼付がされているもの	80,000 円
	空気清浄器	室内の空気の消臭殺菌に効果のあるもの	52,500 円
	ベッド用テーブル	ギャヂ・ベッドで背を起こした状態のまま使用できるもの	29,500 円
	排泄環境用具	汚物処理に必要なもの（汚物流し等及び配管等関連工事一式	300,000 円
寝たきり老人	簡易和式ギャッジ	ふとんに寝たまま、上半身及び脚部が持ち上げられるものや背もたれで角度調整ができるもの	41,500 円
重度身体障がい者（児）	トイレ用トランスファー	車椅子から洋式便座に乗り移ることを容易にするもの	22,200 円

	ボード		
軽度・中等度難聴児	補聴器(購入)	耳かけ型、ポケット型、耳あな型、骨導式眼鏡型など(必要に応じてイヤーモールドの追加を認める) 耐用年数は、原則5年とする	障がい者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する基準(以下「基準」という。)に定める「高度難聴用耳かけ型補聴器」の購入基準額(イヤーモールドを追加する場合は、基準に定める修理基準の表に掲げる交換の額を加算した額を加算)の 100 分の 106 に相当する額と、補聴器の購入に要した額のいずれか低い額の３分の２(10 円未満切捨)
	補聴器(修理)	耳かけ型、ポケット型、耳あな型、骨導式眼鏡型など	基準に定める「耳かけ型補聴器」の修理基準(ポケット型、耳あな型又は骨導式補聴器については、耳かけ型の修理基準にある部品はこの修理基準を適用するとともに、耳かけ型修理基準にない部品については助成対象外とする。)の 100 分の 106 に相当する額と、補聴器の修理に要した額のいずれか低い額の３分の２(10 円未満切捨)

(3) 自助具等の給付の実施

ア　自助具等の給付は、給付対象者又はこの者を現に扶養する者からの申請に基づき実施するものとする。

イ　市町村は、自助具等の給付に当たっては、自助具等の斡旋、展示、使用方法の助言等について、北海道社会福祉協議会等の関係福祉団体、補装具取扱業者及び日常生活用具取扱業者等と十分連携を図るものとする。

ウ　市町村は、自助具等の給付の状況を明確にするため、自助具等給付状況を明らかにした台帳を整備するものとする。

２　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外

交付対象経費		自助具給付事業の実施に必要な経費 ＜上記給付対象者のア及びイに係る交付対象経費の特例＞ 各種目の単価に給付件数を乗じて得た額の合計額から、障害者総合支援法第 76 条第２項に基づく世帯階層区分により算出した合計額を控除した額とする。 ＜補聴器の必要性の判定＞ 上記給付対象者のウの(ｲ)、(ｳ)及び(ｴ)に係る必要性については、医師の作成する意見書を基に、市町村が判断するものとする。
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		１市町村当たり事業区分毎に交付対象事業の１の(2)の表に定める額
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 １　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 ２　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		１　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 ２　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり

	1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 21）（別記第 67 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

22　重度障がい者タクシー料金補助事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
交付対象事業		1　重度の障がいがある人(子ども)の生活圏拡大を容易にするため、タクシー料金の助成を行う事業。 (1) 身体障害者福祉法第 15 条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が１級又は２級である障がいのある人(子ども)が、タクシーを利用するのに要する経費に対して助成するものとする。 (2) タクシー料金助成の具体的方法（チケット交付、現金給付等）及び１人当たりの助成額等については、実施主体で決定すること。 (3) 補助は、１市町村３年間とする。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		重度障がい者タクシー料金補助事業の実施に必要な経費 ただし、タクシー料金補助に要する事務費（チケット作成に係る経費等）は、対象外とする。
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		１市町村当たり　1,050 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり 1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 22）（別記第 68 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

23　精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
交付対象事業		1　精神障がいのある人が地域活動支援センター等に通所するための交通費の助成を行う事業で、交付対象となる通所事業は次のとおりとする。 (1) 地域活動支援センター (2) 障害福祉サービス事業所 (3) 精神障がい者地域生活支援センター (4) 保健所デイケア等 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助事業の実施に必要な経費
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		１市町村当たり　1,000 千円
交　付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 １　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 ２　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり １　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 ２　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 23）（別記第 69 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

24　在宅サービス促進事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合（以下、市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）という。） 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者
交付対象事業		1　高齢者が居宅において日常生活を継続するために必要な在宅サービスの提供体制を、市町村等が確保する取組を支援する事業。 (1) 介護保険法（平成９年法律第 123 号）第８条第３項に規定する訪問入浴介護を保険給付として提供する事業 (2) 介護保険法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーションを保険給付として提供する事業 (3) 補助は、１市町村３年間とする。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		1　在宅サービス促進事業に従事する看護職員、介護職員、理学療法士及び作業療法士の設置に必要な次に掲げる経費 給料、報酬、賃金、共済費、諸手当 (1) 介護保険法第 41 条第６項の規定（同法第 53 条第４項の規定により準用される場合を含む。）により、市町村から支払われる当該指定居宅サービスに要した費用の額に、当該居宅要介護（又は要支援）被保険者から支払われる利用料相当額を加えた額に対して、当該総事業費に占める当該人件費の割合を乗じて得た額（以下「介護報酬相当額」という。）を除く。 (2) 市町村が助成する場合においては、市町村が助成する額と当該事業者の交付対象経費から上記介護報酬相当額を除いた額とを比較して、少ない方の額を本事業の対象経費とする。
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　訪問入浴介護事業（１市町村当たり） 実施主体数×1,146 千円 2　訪問リハビリテーション事業（１市町村当たり） 実施主体数×470 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり 1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 24）（別記第 70 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

25　市町村子ども発達支援センター事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者
交付対象事業		1　発達の遅れや障がいのある子どもと家族が、身近な地域で適切な療育を受けることができるよう、市町村が市町村の療育機関、子育て支援センター等において早期療育や地域の連携体制を充実させる市町村子ども発達支援センターの機能を整備する事業で、次の事業を行うものであること。 (1) 支援を必要とする子どものうち、指定された市町村子ども発達支援センターへ定期的に通園している者に対する事業 ア　個別の発達支援プランの策定 イ　個別の療育支援 ウ　家族への相談支援等 (2) 支援を必要とする子どものうち、指定された市町村子ども発達支援センターへ定期的に通園していない者に対する事業 ア　個別の発達支援プランの策定 イ　必要に応じ、家族への相談支援等 ウ　関係機関担当職員への支援等 (3) 発達支援体制コーディネート ア　ニーズ把握やサービス調整 イ　ネットワークの構築 ウ　発達支援体制を整備する会議の開催等 エ　関係機関事業（乳幼児健診、就学指導委員会等）への協力 オ　発達支援関係職員への研修 カ　家族への研修等 キ　障がいのある子ども等及び家族による当事者支援の調整 ク　地域住民への啓発 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		市町村子ども発達支援センター事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、報酬、賃金、報償費、共済費、諸手当、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料
交付率		2分の1以内
交付の単位		千円
交付基準額		1　定期利用児支援（1市町村当たり） 利用児数×21,280 円 2　不定期利用児支援（1市町村当たり） 支援延月数×5,320 円 乳幼児の支援月数は9ヶ月を上限とし、就学児の支援月数は3ヶ月を上限とする。 ※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業等で実施する報酬の対象となる支援は対象外。 3　発達支援体制コーディネート 260 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　1の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙2－4の第3に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり 1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。

	２　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	１　事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 25）（別記第 71 号様式） ２　対象児確認様式 定期・不定期利用児集計表（別記第 71 号様式附表１～附表４）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

26　こども・子育て環境整備事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者		市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体		1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者
交付対象事業		1　児童の健全育成や子育て支援を推進するために必要な設備を整備する事業で、次の設備の整備を行うものであること。 (1) 授乳やおむつ替えの場 (2) 子連れ世帯や妊娠中の方の優先駐車スペースを示す看板 (3) イベント等の開催に際して開設する臨時託児所の遊具 (4) 児童の体力増強のための設備 (5) 移動児童館等の遊びの指導のための遊具等 (6) その他、上記に準ずる設備整備等 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費		こども・子育て環境整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 工事請負費、備品購入費、需用費
交付率		2分の1以内
交付の単位		千円
交付基準額		1か所当たり　1,050 千円
交付限度額	上限額	―
	下限額	50 万円 1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 2　1の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙2－4の第3に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり 1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第3号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 14～16、18～19、26 ）（別記第 65 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

27　地域子育て総合支援センター運営事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者	市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体	1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者 ※会員 20 人相当以上のファミリーサポートセンターを設置する市町村を除く。
交付対象事業	1　子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)への移行を視野に入れた次の事業を行うものであること。 (1) 交付対象事業 ア　住民相互の子育て支援活動の機能を有し、住民全体での子育て支援体制を強化する事業 イ　病児保育のニーズへの対応を図るため、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）の病児・緊急対応強化事業の促進を目的に、病児保育の受け皿の拡大が図られるよう支援する事業 (2) 定義 ア　地域子育て総合支援センター 市町村に本部を１カ所設置し、地域のボランティア会員である「提供会員」及び託児等を依頼する「依頼会員」の募集、登録を行い、保育所の送迎や朝夕の一時預かり、日中の一時預かりなど必要が生じた場合に提供会員を紹介し、保育サービスの提供の調整を行うもの。 イ　病児・緊急対応事業 地域子育て総合支援センターの機能のほか、病児・病後児の預かり等の必要が生じた場合に、提供会員を紹介し、保育サービスの提供の調整を行うもの。 (3) 事業内容 「住民相互の子育て援助活動」のコーディネートに係る次の業務を行う。 ア　会員の募集、登録その他の会員組織業務 イ　育児に関する相互援助活動の調整等 ウ　会員に対する講習会の開催 エ　会員の交流を深めるための交流会の開催 オ　その他の広報活動 カ　病児・緊急対応事業にあっては、上記ア～オのほか、会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催及び医療機関等との連携体制の整備を行うもの (4) その他 ア　実施に当たっては、２市町村以上が共同して広域的に実施することができる。 イ　補助は、１市町村３年間とする。 ウ　実施に当たっては、相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。 エ　病児・緊急対応事業にあっては、上記ア～ウのほか、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」の一部改正について（令和７年４月１日付けこ成環第 135 号）における提供会員の基準を満たすこと。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費	1　交付対象事業のア 住民相互の子育て援助活動のコーディネートの実施及び地域子育て総合支援センターの初度設備の整備に必要な次に掲げる経費 （運営費） 報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 （設備整備） 需用費、委託料、備品購入費、工事請負費 2　交付対象事業のイ 病児・緊急対応事業を行うために必要な運営及び初度設備等の整備に必要な次に掲げる経費 （病児・緊急対応加算） 報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び

		賃借料、備品購入費 （設備等整備） 需用費、役務費、委託料、備品購入費、工事請負費 （運営主体設立支援） 医療機関等との検討会議開催や病児・緊急対応事業を行うために必要な研修受講に係る初度経費 旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 （新規加入促進支援） クーポンの配布等による新規会員獲得のための事業に係る初度経費 需用費、役務費、使用料及び賃借料
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付基準額		１　交付対象事業のア １市町村当たり （運営費）　1,800 千円 （設備整備）　500 千円 ※２市町村以上が共同して実施する場合は、サブエリアとなる１市町村につき、運営費に次の額を加算する。　500 千円 ２　交付対象事業のイについて （病児・緊急対応加算）　1,800 千円 （設備等整備）　1,700 千円 （運営主体設立支援）　184 千円 （新規加入促進支援）　既実施センター　175 千円 新規実施センター 275 千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	50 万円 １　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。 ２　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		１　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。 ２　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
財産の取扱い		別紙２－４の第３に定めるとおり
その他の取扱い		継続事業の取扱いについては、次のとおり １　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 ２　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類		事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 27）（別記第 72 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

28　高齢者等の冬の生活支援事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

交付対象者	市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
実施主体	1　交付対象事業(1)の事業 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 2　交付対象事業(2)の事業 (1) 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） (2) 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者 3　交付対象事業(3)の事業 市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する地域組織（市町村社会福祉協議会を経由して助成するものを含む。）
交付対象事業	1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 高齢者世帯や障がい者世帯等の住宅周辺の除雪に利用するために、除雪ロータリー等を設置する事業で、次の事業を行うもの。 ア　除雪ロータリー（１人操作用小型除雪機）、小型融雪機（移動可能なもの）を購入するものとする。 イ　対象世帯は、概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者及び寝たきり高齢者世帯並びに障がいのある人のいる世帯等で、市町村が対象と認めた世帯とする。 ウ　台帳等を整備し、当該事業の対象となる世帯の住宅を常に把握するとともに、民生委員、老人福祉相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、町内会及び婦人会など関係機関団体等に対して十分趣旨の徹底を図り、必要な協力を得て実施すること。 エ　除雪の必要を認めたときは、直ちに当該家庭住宅周辺について除雪を行うこと。 オ　除雪ロータリー等が、適切な管理のもとに効率的に活用されるよう配意すること。 (2) 高齢者や障がいのある人等で低所得の状況にある方々に、燃料費を始めとする冬期間の増嵩経費に対する支援を行う事業で、次の事業を行うもの。 ア　事業内容 次の冬期間の増嵩経費に対する経済的支援を行うものであること。 (ｱ) 燃料（灯油、石炭、ガス等）の購入費 (ｲ) 暖房器具の購入費 (ｳ) 冬用衣料等の購入費 イ　対象世帯 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯及びこれらに準じ市町村が必要と認める世帯（父子世帯等）であって、市町村民税の非課税世帯とする（生活保護世帯は除く。）。 (3) 住民福祉活動を展開している地域組織（町内会、自治会等）が、生活環境の厳しい冬期間においても、高齢者や障がいのある人等が住み慣れた家庭や地域において自立した生活を続けることができるよう、これらの方々を地域で支えるために実施する事業で、町内会、自治会等の地域組織が、冬期間（11月から３月まで）に高齢者や障がいのある人等の地域生活を支援するために実施する事業に対して、市町村が助成するもの。ただし、組織を作る経費及び組織運営のための経費は補助対象外とする。 2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外
交付対象経費	高齢者等の冬の生活支援事業の実施に必要な経費（除雪ロータリー等を購入する場合は、備品購入費に限る。） 1 交付対象事業の(1)の事業について 特別豪雪地域とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項により指定を受けた市町村をいう。 2 交付対象事業の(2)の事業について 対象世帯への支給（給付）金品を補助対象とし、事務費は補助対象外とする。 3 交付対象事業の(3)の事業について 市町村の委託事業は補助対象外とする。
交付率	２分の１以内
交付の単位	千円
交付基準額	1　人口規模に応じて、次のとおりとする。 人口規模：交付基準額 １万人未満：1,000 千円

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>
<table>
<tr><td>1万人以上3万人未満</td><td>1,200 千円</td></tr>
<tr><td>3万人以上5万人未満</td><td>1,400 千円</td></tr>
<tr><td>5万人以上 10 万人未満</td><td>1,600 千円</td></tr>
<tr><td>10 万人以上</td><td>2,000 千円</td></tr>
</table>
※人口規模は、事業実施年度4月1日現在のものとする。
2　特別豪雪地域において除雪ロータリー等を購入するに当たり、当該購入分が補助基準額を超える場合に、次の額を加算する。
400 千円
3　交付対象事業の(1)から(3)のうち複数の事業を実施した場合においても、1市町村当たりの交付基準額は、上記のとおりとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交付限度額</td><td>上限額</td><td>－</td></tr>
<tr><td>下限額</td><td>50 万円
1　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。
2　1の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付金の算定</td><td>1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。
2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">財産の取扱い</td><td>別紙2－4の第3に定めるとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の取扱い</td><td>継続事業の取扱いについては、次のとおり
1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。
2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業計画に係る提出書類</td><td>地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第3号様式）</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付申請及び実績報告に添付する関係書類</td><td>事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 28）（別記第 73 号様式）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業遂行状況報告に係る様式</td><td>事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）</td></tr>
</table>

29　福祉避難所機能確保促進事業（ソフト事業）【福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）】

<table>
<tr><td colspan="2">交付対象者</td><td>市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>1　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）
2　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象事業</td><td>1　市町村が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく福祉避難所となり得る様々な施設の管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するために必要とされる設備の整備、又は、当該施設における要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第 15 号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）の避難生活に必要な物資・器材の確保・備蓄等を行う事業で、次の事業を行うもの。
(1) 福祉避難所の定義
福祉避難所とは、災害対策基本法に基づき、要配慮者を滞在させるための特別の配慮がなされた避難所（施設）をいう。
ア　地域における身近な福祉避難所
災害時に直ちに避難できる身近な福祉避難所として、指定避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることのできる空間を確保し、専門性の高いサービスは必要としないものの、通常の指定避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が避難できる施設
イ　地域における拠点的な福祉避難所
障害程度の重い者など、より専門性の高いサービスを必要とする要配慮者で、(ｱ)の地域における身近な福祉避難所では、避難生活に困難が生じる者が避難できる施設・設備、体制等の整備された施設
(2) 設備の整備及び物資・器材の確保・備蓄等に関する種目
<table>
<tr><th>区　分</th><th>種　目</th></tr>
<tr><td>ア　設備の整備</td><td>(ｱ) 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板　等）
(ｲ) その他の福祉避難所として機能するために必要と考えられる設備（発電器・充電器等を含む。）</td></tr>
<tr><td>イ　物資・器材の確保・備蓄等</td><td>(ｱ) 介護用品、衛生用品
(ｲ) 飲料水、要配慮者に配慮した食料（乳幼児用の粉ミルク・離乳食や嚥下障害等のための特別な対応に要するものを含む。）、毛布、タオル、下着、衣類、電池
(ｳ) 医薬品、薬剤、消毒薬
(ｴ) 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション
(ｵ) 車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
(ｶ) その他の福祉避難所として機能するために必要と考えられる物資・器材</td></tr>
</table>
2　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付対象経費</td><td>福祉避難所の機能確保に必要な次に掲げる経費
需用費、備品購入費</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付率</td><td>２分の１以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付の単位</td><td>千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付基準額</td><td>１か所当たり　1,500 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交付限度額</td><td>上限額</td><td>－</td></tr>
<tr><td>下限額</td><td>50 万円
１　下限額は、保健福祉事業（標準事業を除く。）の事業ごとに算出された額の合計額とする。
２　１の規定により算出された額の合計額が 50 万円に満たない場合であっても、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認めるときは、下限額を適用しないことができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付金の算定</td><td>1　交付金額の算定に当たっては、交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。
2　算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">財産の取扱い</td><td>別紙２－４の第３に定めるとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の取扱い</td><td>継続事業の取扱いについては、次のとおり</td></tr>
</table>

	1　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付額は、上記のとおり算定するものとする。 2　交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧（別記第３号様式）
交付申請及び実績報告に添付する関係書類	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 29）（別記第 74 号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）